

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 21 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲
門原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 8 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数 2

法人 0 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・集落営農組織は高齢化しているため、後継者への営農育成を図る。
- ・現在、組合が作業受託している農地を中心に 10 年後も維持保全できるよう努める。
- ・外部担い手及び地権者との協議を進め、作業受託契約による農地維持管理を図る。